

速報

三労委勝利！

命令書の主文より

「東海会社が紀伊長島地区分会に対して、一方的に、紀伊長島駅の組合掲示板の設置許可を取り消すとともに、伊勢運輸区の組合掲示板を設置しなかったことが組合弱体化を企図したものであり不当労働行為であると、三重県労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。」と文章を申立人らに交付しなければならない。